

○中央区保健所運営協議会条例

昭和五十年三月二十八日
条例第十号

中央区保健所運営協議会条例

(設置)

第一条 地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第十一条の規定に基づき、中央区の区域内(以下「区内」という。)の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議するため、区長の附属機関として、中央区保健所運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(全部改正〔平成九年条例一二号〕、一部改正〔平成一二年条例五一号・一九年一五号〕)

(組織)

第二条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する三十人以内の委員をもつて組織する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 区内の公共的団体の構成員
- 三 事務所又は事業所の代表者
- 四 関係行政機関の職員

(全部改正〔平成九年条例一二号〕、一部改正〔平成一九年条例一五号〕)

(委員の任期)

第三条 委員(関係行政機関の職員のうちから委嘱された委員を除く。)の任期は、二年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(一部改正〔平成九年条例一二号〕)

(会長及びその職務)

第四条 協議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第五条 協議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決)

第六条 協議会は、半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前項の場合においては、会長は、委員として表決に加わることができない。

(部会)

第六条の二 協議会は、その所掌事務に係る専門的事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会委員は、委員のうちから会長が指名する。ただし、会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を指名することができる。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもつて充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における調査審議の結果を協議会に報告する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者が、その職務を代理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(追加〔平成一九年条例一五号〕)

(報酬)

第七条 委員には、別表に定める額の報酬を支給する。

- 2 報酬は、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数により計算した総額を、翌月十日までに支給する。

(一部改正〔昭和五二年条例一四号・平成九年一二号〕)

(費用弁償)

第八条 委員が職務のため旅行したときは、順路により、その費用を弁償する。

- 2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の七種とし、その額は、別表に定めるところによる。
- 3 前二項の規定にかかわらず、委員が職務のため特別区の存する区域内を旅行したときは、費用弁償として一日につき二千五百円を支給する。

(一部改正〔平成元年条例一〇号・二三号・一三年六号・二四年四一号〕)

第九条 委員が招集に応じて会議に出席したときは、費用弁償として一日につき二千五百円を支給する。ただし、当該日について前条の規定による費用弁償を受けるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料の五種とし、その額は、別表に定めるところによる。

(追加〔平成元年条例一〇号〕、一部改正〔平成元年条例二三号・二四年四一号〕)

第十条 費用弁償の支給方法は、区職員の例による。

(追加〔平成元年条例一〇号〕)

(協議会の庶務)

第十一条 協議会の庶務は、中央区保健所において処理する。

(一部改正〔昭和六二年条例一四号・平成元年一〇号・一〇年二号・一八年二号〕)

(委任)

第十二条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

(一部改正〔平成元年条例一〇号〕)

附 則

この条例は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則(昭和五二年四月一日条例第一四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五四年六月三〇日条例第二〇号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十四年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の東京都中央区議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定、第二条の規定による改正後の東京都中央区行政委員会の委員並びに監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定、第三条の規定による改正後の東京都中央区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定、第四条の規定による改正後の東京都中央区長等の給料等に関する条例の規定、第五条の規定による改正後の東京都中央区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の規定、第六条の規定による改正後の東京都中央区公害健康被害認定審査会条例の規定、第七条の規定による改正後の東京都中央区公害健康被害補償診療報酬等審査会条例の規定、第八条の規定による改正後の東京都中央区大気汚染障害者認定審査会条例の規定、第九条の規定による改正後の東京都中央区保健所運営協議会条例の規定、第十条の規定による改正後の東京都中央区結核診査協議会条例の規定及び第十一条の規定による改正後の東京都中央区興行場法、旅館業法及び公衆浴場法運営協議会条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお、従前の例による。

附 則(昭和五五年四月一日条例第一六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六二年三月二〇日条例第一四号)

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則(平成元年四月一日条例第一〇号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年一〇月一日条例第二三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成六年三月三十一日条例第二号)

この条例は、平成六年四月一日から施行する。

附 則(平成六年九月三〇日条例第三八号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成九年三月三十一日条例第一二号)

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則(平成一〇年三月三十一日条例第二号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附 則(平成一〇年三月三十一日条例第六号)

この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年一月三〇日条例第五一号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成一三年三月二九日条例第六号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成一八年三月三十一日条例第二号)

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年三月二二日条例第一五号)

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成二四年一二月五日条例第四一号)

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

別表(第七条・第八条・第九条関係)

(一部改正〔昭和五二年条例一四号・五四年二〇号・五五年一六号・平成元年一〇号・六年二号・一〇年六号・一九年一五号〕)

区分	報酬の額	費用弁償の額
会長	日額 一九、〇〇〇円	<u>中央区長等の給料等に関する条例(昭和四十八年十二月中央区条例第二十七号)</u> に規定する副区長相当額
委員	同 一四、〇〇〇円	